



← 紙マーク

(紙製容器包装識別マーク)

～紙マーク付きの紙類でも

リサイクルできない紙があります～

淡路市で回収した「その他紙類（雑がみ）」は、紙にリサイクルされます。

紙マークは、紙製の容器や包装であれば、資源有効利用促進法等により表示義務があります。

しかし、下記のようなものは、紙マークがあっても紙としてリサイクルできませんので、燃えるごみとして出してください。

★紙としてリサイクルできない紙類

①アルミコーティングされている紙

例えば：ジュースや酒類の内側が銀色の紙パック
カップ麺やヨーグルトの裏が銀色のふた

②臭いが付いている紙

例えば：洗剤の箱やせっけんの包み紙

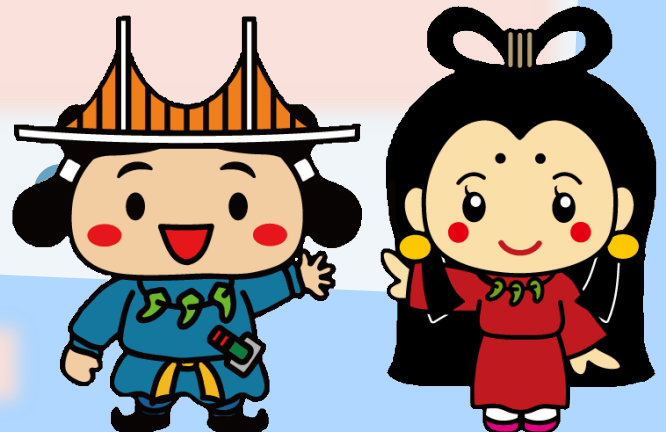
③防水加工されている紙

例えば：カップ麺やヨーグルト、アイスなどの紙容器

④食べ物の残りが付いている紙

例えば：ピザなど食べ物を直接包装した紙容器

市指定ごみ袋に入れて出してください



問合せ先

淡路市生活環境課 TEL0799-64-2523 (直通)